

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:25-0031)
2025年03月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年2月28日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0228第2号」により、測定項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
がんゲノムプロファイリング検査 (造血器腫瘍又は類縁疾患)	44000点

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
がんゲノムプロファイリング評価提供料	12000点

■ 適用日

2025(R7)年 3月 1日(土)から適用

▼ 新規保険収載

測定項目	がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）
保険点数	44000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料（100点）
診療報酬点数表区分	「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査
留意事項	(7) 造血器腫瘍又は類縁疾患ゲノムプロファイリング検査は、造血器腫瘍の腫瘍細胞、血液、骨髓液又は体腔液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、本区分のがんゲノムプロファイリング検査を準用して算定する。なお、この場合には(3)から(5)までを満たすこと。また、本検査は下記のいずれかに該当する場合、検体提出時に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき1回のみ算定できる。下記のうち、イ、エ、オに該当するものについては、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア 初発時に算定できるもの ① 急性骨髄性白血病 ② 急性リンパ性白血病 ③ 骨髓異形成症候群 ④ 骨髓増殖性腫瘍及びその類縁腫瘍 ⑤ 組織球及び樹状細胞腫瘍 イ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、初発時に算定できるもの ① アグレッシブB細胞非ホジキンリンパ腫 ② インドレントB細胞非ホジキンリンパ腫 ③ T細胞非ホジキンリンパ腫 ④ NK細胞非ホジキンリンパ腫 ⑤ 多発性骨髓腫 ウ 再発又は難治時に算定できるもの ① 急性骨髄性白血病 エ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、再発又は難治時に算定できるもの ① フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病 ② インドレントB細胞非ホジキンリンパ腫 ③ T細胞非ホジキンリンパ腫 ④ NK細胞非ホジキンリンパ腫 ⑤ 慢性リンパ性白血病 オ 病期を問わず算定できるもの（既存の検査及び病理診断等で確定診断に至らず、治療方針の決定が困難な場合に限る。） ① 原因不明の著しい血球減少

▼ 保険収載内容 一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	がんゲノムプロファイリング評価提供料
保険点数	12000点
検体検査判断料	なし
診療報酬点数表区分	「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料
留意事項	～（略）～ (1) がんゲノムプロファイリング評価提供料は、固形がん患者について、「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種(がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等。<u>以下同じ。</u>)による検討会(エキスパートパネル。<u>以下同じ。</u>)で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に患者1人につき1回に限り算定する。<u>また、造血器腫瘍又は類縁疾患患者について、造血器腫瘍又は類縁疾患のゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種による検討会で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき1回に限り算定する。</u> ～（以下、略）～